

「基本方針」をめぐつて

りと考へて、本学にふさわしい在り方を見い出してもらいたい。

教養的教育検討委員会およびその下に設けられる特別委員会では、世界の大学における学部教育の趨勢を見極め、かつ、設置基準の大綱化が行われるはるか以前から本学は総合科学部を持っていたという点を十分に考慮して、教養的教育の単位数のガイドライン等を示していただきたい。その際総合科学部担当の授業科目のみを教養的教育科目と考える従来の考え方から脱却し、すべての教官が教養的教育と専門的教育を担当するという、学部教育の基本方針を確認するとともに、それを実現するための具体的な方策をお考へいただ

きたい。

本学における学部教育と大学院教育との関係、それぞれの教育内容等について、十分な議論を行つていただきたい。そのことによつて、学部教育を大学院教育の予科的色彩から解き放ち、多様な目的意識を持つた学生のニーズに応える条件を整えることができるであろう。

広島大学は、今真の総合大学として生まれ変わろうとしている。すべての学生と教職員が誇りと生きがいを持つことができる大学へと変わるためには、大学の構成員の一人ひとりが知恵をしづく、大胆で新鮮な提案をしてくださることを心から願つている。

(はらだ・やすお)

なぜいま、学部教育改革か

ではなぜ、いまごろ「学部教育の改革」が声高に本学で叫ばれるのでしょうか。これに

ついてます考えてみましょう。ただ、理念的な側面については、学長や有本教授の解説で述べられると思われますので、ここではむしろ、なぜいま学部教育の改革が必要とされているのかについて、そのいきさつを含めた具体的な動機についてお話をしたいと思います。学部教育改革の声は、最近突然に起つたことではありません。数年来懸案とされてきたものであり、本学が今すすめるべき改革の中でも焦眉の急とみなされるものなのです。

その直接的原因としては、およそ次の三点が考えられます。

①広島大学の将来構想の一環としての学部教育の整備

②大学設置基準等の改正に基づく大学教育の大綱化

③高校のカリキュラム改正と平成九年度以降入学生の教育

これらについて以下で少し詳しく見てみましょう。

学部教育改革の問題は、近年検討されてきた本学の将来構想の中では取り上げられています。「将来構想検討委員会答申」(平成元年)、「教育研究整備基本計画検討特別委員会答申」(平成四年)、「教育研究の整備と改善について(大綱)」(平成四年)などがそ

学部教育の問題がふれられています。「広島大学白書①」(平成五年)、「広島大学総覧一九九四」(平成六年)、「広島大学白書②」(平成七年)などがそうです。

さらに遡れば、大学紛争に端を発した大学改革の波の中でも、学部教育改革の問題は議論されていますが、本稿では、平成元年以後

将來構想検討委員会は、二十一世紀における本学の将来像を描き出すことを目的として昭和六十二年に設置された委員会です。大学設置基準等の改正に先立つこと二年、すなわち平成元年に、この委員会では答申を出しています。

そこでは、「全学の一般教育等は、今日においても、教育目標が不明確であり、:教育内容・方法等に関する解決すべき問題は多い」と述べられており、「各専門学部は、一般教育の改善を総合科学部のみの課題とするのではなく、当該学部学生が履修する一般教育等と専門教育によって構成される学部教育全体の本格的な改善を志向することが必要である」と指摘されています。

この答申では、すでに一貫カリキュラムに関する萌芽的考え方があげられ、「一般教育および専門教育のカリキュラムが分断化されるとなく、一貫した方針で企画・実施されるように、総合的に検討する必要がある」と述べています。

学部教育の改革について

- 基本方針 -

学部教育とは

理学部長　牟田泰三

学部教育改革の新展開

で用いています。英語のundergraduate educationの邦訳だと考へればいいでしょう。したがつて、大学四年間でうける教育の全で、すなわち、一貫カリキュラム制以前の言葉でいえば、一般教育と専門教育をあわせたもののことです。

専門教育は主として「学部」で行われるため、往々にして、専門教育のことを「学部教育」とよぶことがあります。混乱の原因となつてゐます。そこで、しつこいけれども注意を促しているわけです。

まず「学部教育」ということばの定義から始めたいと思います。こんな話から始めるが、読者を馬鹿にするなど怒られますが、「学部教育」ということばが、場合によって異なる意味で用いられ、誤解や混乱を生じているようですので、老婆心よりひとこと述べておきたいと思います。「学部教育」ということばは、大学における教育のうちで大学院教育でない部分という意味

また、近年の自己点検・評価に関連しても

平成三年七月、大学設置基準及び大学院設置基準は大幅に改正され、これに基づいて大学における教育研究が大綱化されることとな

りました。すなわち、大学における教育研究が自由化され、柔軟性と個性化が要求される時代に入ったわけです。

本学においては、これを受けて教育研究整備基本計画検討特別委員会が設置されました。この特別委員会答申の中、「学部の教育の整備について」と題して本学における学部教育改革の基本方針が提示されています。この答申を受けて、学長は基本方針として「教育研究の整備と改善について(大綱)」を評議会に諮り、評議会は平成四年五月にこれを承認しました。

この大綱(基本方針)の中で述べられている事項のうち、学部教育に関する部分の大意は、(a)各学部は、学部教育(教養的及び専門的教育)に対する教育の理念を明確にすること。(b)教養的教育と専門的教育を調和的に複合させ、一貫した新教育課程を編成すること。(c)新しい一貫教育体制の下では、全学の教官が協力して学部教育を担当すること。

(d)新教育課程の編成と実施において生じる問題については、既設の組織の他に必要に応じて新たな組織もつくつてその処理にあたること。

と要約することができます。これは評議会決定ですから、全学的な拘束力を持つています。一方、高等学校では、平成六年度から新しいカリキュラムが取り入れられています。従つて、平成九年度からはこの新教育課程を経た学生が入学することになります。大学の教育体制は、この新しい事態にそのまま対応できるでしょうか。高等学校における新しい教育課程を十分に検討した上で、大学における学部教育体制を再点検しておく必要があります。

以上が、学部教育の改革を要求する諸要因ですが、これらを具体化するためには、本学の構成員による多大な努力が必要とされます。これまでその努力が全くなされてこなかつたわけではありません。その経緯を次に見てみましょう。

「基本方針」に至った経緯

「教育研究の整備と改善について(大綱)」を受けて、平成四年度の教務委員会は、上記の四項目のうち(b)について検討し、一貫教育体制の具体的実施に関する試案を全学に向けて提案しました。

同時に、各学部においても新教育課程の検討が始められました。理学部では、平成五年度から新教育課程の実施のめどが立ち、教務委員会による総合科学部との調整を経てこれを実施しました。さらに平成六年度には、全学的に新教育課程が実施されることになりました。

一貫カリキュラムの全学的実施により、学部教育においては、旧大学設置基準による一般教育科目と専門教育科目の区分が取り払われ、教養的教育科目と専門的教育科目が、全学年間に、一貫的及び調和的に複合されるよう編成されています。

改正が教務委員会において検討され、同委員会案が評議会に示されました。この案は、一部修正された後に、平成五年二月の評議会において承認されております。

「広島大学通則(例)」第17条

学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目に関する授業科目は、総合科学部において履修するものとする。

以下略。

「広島大学通則(例)」第17条

本学の教育課程は、学部の特色を生かして授業科目を開設し、教養的教育及び専門的教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるよう編成して、各学部細則で定めるものとする。

以下略。

一貫カリキュラムのもとでは、学部教育科目は総合・教養科目、外国語科目、体育実技科目、情報関係科目、専門関連科目、専門基礎科目、専門科目に区分されています。このうち、総合・教養科目、外国語科目、体育実技科目、情報関係科目、専門関連科目が教養的教育科目であり、専門基礎科目と専門科目が専門的教育科目とみなされています。

新教育課程を実施するに際しては、前記(c)に關わる問題も同時に処理しておかなければなりません。特に、教養的教育に対する責任体制を明確にしておかなければ、教養的教育自体の崩壊にもつながりかねないと危惧されます。そこで、「広島大学通則」第17条の改正が教務委員会において検討され、同委員会案が評議会に示されました。この案は、一部修正された後に、平成五年二月の評議会において承認されております。

この「申合せ事項」に基づいて、上記(d)を勘案して、教養的教育検討委員会規程が評議会に提案され、平成五年四月に承認されました。

教養的教育検討委員会は、一貫教育体制を整備していく過程でおこる諸問題を、全学的な観点から検討し解決していくために設置されたものであり、一貫教育体制の確立のためにも重要な任務を負っています。同委員会は、平成五年五月十一日に第一回目が開催され、以後断続的に討議が続けられました。

平成六年度教務委員会では、平成五年度教務委員会でやり残された部分から着手し、全学的な情報教育に関する試案を提出し、教養的教育検討委員会の検討にゆだねましたが、討議は難航し、中断のやむなきに至りました。このことは、教養的教育の根幹に立ち返った議論が必要であることを強く示唆しているようにみえます。

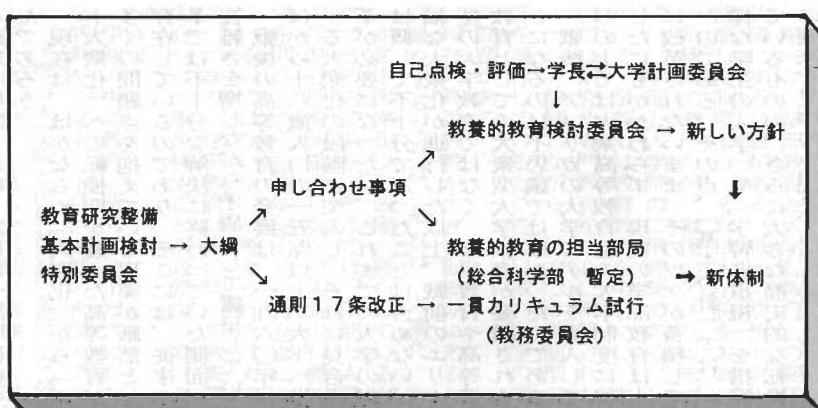
教養的教育検討委員会から新しい方針が出されるまでは、教養的教育は、主として総合科学部で担当することになります。この状況は、あくまで暫定的なものであつたのですが、すでにこれが約二か年にわたって繼續している事態は、正常なものとはい難いです。

「合せ事項」が上記の改正とともに評議会において承認されました。

1 第17条第一項に規定する教養的教育に關しては、人的、物的な諸条件等を全学的な観点から検討するための委員会を設ける。

2 上記委員会から新たなる方針が出るまでは、次のとおり取り扱うものとする。

「教養的教育に関する授業科目は、各学部細則の定めるところにより、主として総合科学部において履修するものとする。」



画委員会へ諮問が出され、大学計画委員会は、自己点検・評価委員会の報告等を参考にしながら、教養的教育の根幹に立ち返った答申を本年三月に出したわけです。この答申に基づいて、学長から「学部教育の改革について」「基本方針」が教養的教育検討委員会へ提案されて了解された後、評議会で五月二十三日に承認されました。これで、学部教育改革の次のステップへ進む土台ができたわけです。

このような状況を受けて、学長から大学計責任体制が明確になされることが必要です。

この間の経緯を、図示すると次のようにまとめることができるでしょう。

学部教育改革のこれから

「基本方針」の評議会決定を受けて、教養的教育検討委員会の下に学部教育改革の具体案を検討するための特別委員会が設置され、五月二十七日に発足しました。特別委員会は、親委員会委員若干名と関連委員会等からの数名の委員からなっています。ここで現在、教養的教育の理念と目標などが議論されており、今後、急速に具体的な実施案へ向けて検討が進められるはずです。

これらの議論の中で最も注意すべき点は、教養的教育を中心とした学部教育の改革を進めるにあたって、教員の人的配置の問題から話が始まつてはいけないということです。教員の側の論理が先行して、学生不在の教育改革をやつてしまえば、後世に悔いを残すことは明らかです。我々は、平成九年度入学生をも視野に入れた、学生の立場に立ったカリキュラム改革を目指すべきです。そのためには、学部教育改革の基本理念がしっかりとしなければなりません。

学部教育改革の達成に向けて全学的な取り組みを進めるにあたって、広島大学における教育の理念を明らかにすることが何よりも大切です。これに基づいて、各学部の教育の理念が整備され、その中で教養的教育に対する各学部の考え方が明確化される必要があります。それぞれの理念に基づいて、各学部はそのカリキュラムを他部局へ開放し、その理念にふさわしい独自の教養的教育を提示して、一貫カリキュラムの充実に貢献すべきです。また、教養的的部分と専門的の部分の相互乗り入れにもつとめ、これらの融合した一貫カリキュラムの確立を図るべきです。

(むた・たいぞう)

はじめに

大学教育研究センター長

有 本

「基本方針」の背景と課題

本学では、このたび、「学部教育の改革について」「基本方針」(以下では「基本方針」と略)が評議会(一九九五年五月二十三日)において承認され、本格的に学部教育の見直しに着手する気運が高まっている。

周知のとおり、学部教育=学士課程教育をめぐる全国的な改革状況は、教養部改組などの進展に伴い、表面的には着実に展開しているよう見えながらも、内実はけつして楽観を許さない状態になつていると指摘しなければならない。

というのは、学部教育の必要性がきわめて

高揚しているにもかかわらず、また文部省令(一九九一年)に基づくいわゆる大綱化=規制緩和を契機として学部教育の見直し、特に、一般教育あるいは教養教育(教養的教育)の充実が焦眉の急を告げているにもかかわらず、実際には、一般教育と専門教育の融合という大義名分やスローガンのもとに徐々に形骸化の一途を辿りつつある、との観測ができるからである。

学部教育改革の必要性とその背景

まず第一に、「基本方針」の論調の根幹とも関わるが、学部教育改革が現在必要だとする認識の背景には、学部教育の必要性とその見直しが高まつてゐる客観的な現実があることを指摘しなければならない。「基本方針」では、その現実を整理すれば自ずから得られるような論調が展開されているので、その意味では特に新味のある内容になつてゐるとは言えないだろう。その点では、厳しさを増していく現実の事態の緊迫感があまり伝わって来ないとの印象を持たざるを得ない。

いまや高等教育が未曾有の転換期を迎べきだと考えられる。学部教育改革の必要性、方向、前提、進め方に関して、具体的な提言がなされており、全体的には、理念論よりも

現実論に比重をおいた論理が展開されているところに、「長一短はあるとしても、概してその特色が見出せるようと思われる。

こうした「基本方針」のめざす精神や方向性をよく理解するには、学部教育改革の必要性、とりわけ教養教育の見直しが必要とされる背景と今後の課題を十分検討することが不可欠である。本稿では、「基本方針」の論調をほぼ首肯し、評価する立場を前提にしながらも、そこでは必ずしも十分に論じられていない学部教育改革や教養教育の必要性と関わる理念的な視点や文脈を中心に、若干の補足と解説を試みたい。